

水質試験検査報告書

依頼日 2022年08月03日

発行日 2022年08月06日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03) 3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246) 36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03) 3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名		東京都八丈町役場				事業種別					
施設名						検体名		給水			
採水場所		No1 永郷管末ドレイン (寺山・旧八戸浄水場系高区管)				水源					
採水日		2022年8月3日 9:35		採水者		沖山		遊離残留塩素		0.1 mg/L	
天候	前日			気温							
	当日			水温				採水区分	他社	持込区分	他社
試験項目		試験結果		基準値		試験項目		試験結果		基準値	
1	一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下		27	総トリハロメタン			0.1mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと		28	トリクロ酢酸			0.03mg/L以下	
3	トリハロメタン及びその化合物			0.003mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン			0.03mg/L以下	
4	水銀及びその化合物			0.0005mg/L以下		30	ブロモホルム			0.09mg/L以下	
5	セレン及びその化合物			0.01mg/L以下		31	ホルムアルデヒド			0.08mg/L以下	
6	鉛及びその化合物			0.01mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物			1mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物			0.01mg/L以下		33	アミン及びその化合物			0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物			0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物			0.3mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素			0.04mg/L以下		35	銅及びその化合物			1mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物			200mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下		37	マグネシウム及びその化合物			0.05mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物			0.8mg/L以下		38	塩化物イオン	130.5 mg/L		200mg/L以下	
13	硝酸素及びその化合物			1mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			300mg/L以下	
14	四塩化炭素			0.002mg/L以下		40	蒸発残留物			500mg/L以下	
15	1,4-ジオキサン			0.05mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下	
16	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/L以下		42	ジエオキシ			0.0001mg/L以下	
17	ジクロロメタン			0.02mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール			0.0001mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下		44	非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下	
19	トリクロロエチレン			0.01mg/L以下		45	フェノール類			0.005mg/L以下	
20	ベンゼン			0.01mg/L以下		46	有機物(TOC)	0.4 mg/L		3mg/L以下	
21	塩素酸			0.6mg/L以下		47	pH値	8.1		5.8 ~ 8.6	
22	クロ酢酸			0.02mg/L以下		48	味	異常なし		異常でないこと	
23	クロホルム			0.06mg/L以下		49	臭気	異常なし		異常でないこと	
24	ジクロロ酢酸			0.03mg/L以下		50	色度	0.5 度未満		5度以下	
25	ジブロモクロロメタン			0.1mg/L以下		51	濁度	0.1 度未満		2度以下	
26	臭素酸			0.01mg/L以下		52					
判定		適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。									
備考		色度実測値：0.39度 濁度実測値：0.000度									
試験期間		2022年8月3日 ~ 2022年8月6日				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は					
検査責任者		副センター長 今野 英明				平成15年厚生労働省告示第261号によります。					